

議案第 2 1 号

東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 4 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正
する条例

東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 4 0 年板橋区条例
第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置	所管区域
東京都板橋区福祉 事務所	東京都板橋区栄町 3 6 番 1 号	板橋区の区域

別表を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

福祉事務所の名称、位置及び所管区域に係る規定を整備する必要がある。
る。